

○人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の支給認定及び利用者負担に関する規則

平成27年3月31日

規則第9号

改正 平成27年12月28日規則第35号

平成27年12月28日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、人吉市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例(平成26年人吉市条例第48号。以下「条例」という。)及び人吉市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例施行規則(平成27年人吉市規則第8号。以下「基準条例施行規則」という。)に定めるもののほか、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設等に関する利用者負担額(法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する支給認定保護者(第4条の支給認定を受けた保護者をいう。))の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額をいう。以下「利用者負担額」という。)その他施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、条例及び基準条例施行規則で使用する用語の例による。

(支給認定の申請)

第3条 法第19条第1項第1号、同項第2号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする保護者は、支給認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(1) 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合には、次に掲げる書類

ア 保護者が条例第3条第1号又は第6号に該当する場合 就労(予定)証明書(様式第2号)

イ 保護者が条例第3条第2号に該当する場合 母子保健法(昭和40年法律第141号)第16条に規定する母子健康手帳の写し

ウ 保護者が条例第3条第3号に規定する疾病にかかり、又は負傷をしている場合 医

師の診断書

エ 保護者が条例第3条第3号に規定する障害を有している場合 医師の診断書、基準
条例施行規則第3条第4項に規定する障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉
手帳の写し(以下「障害者手帳等の写し」という。)

オ 保護者が条例第3条第4号に該当する場合 介護又は看護を受けている者の医師の
診断書、障害者手帳等の写し又は要介護認定(介護保険法(平成9年法律第123号)第19
条第1項に規定する要介護認定をいう。)若しくは要支援認定(同法第19条第2項に規定
する要支援認定をいう。)を受けた被保険者証の写し

カ 保護者が条例第3条第5号に該当する場合 災害対策基本法(昭和36年法律第223
号)第90条の2に規定する罹災証明書

キ 保護者が条例第3条第6号に該当する場合 求職中の申立書(様式第3号)

ク 保護者が条例第3条第7号アに該当する場合 在学証明書

ケ 保護者が条例第3条第7号イに該当する場合 在学証明書又は職業訓練決定通知書
の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 保護者は、前項に定める書類を、支給認定の効力が発生する日(以下「効力発生日」とい
う。)の属する月の前月25日(その日が人吉市の休日を定める条例(平成2年人吉市条例第46
号)第1条第1号及び第2号に規定する人吉市の休日に当たるときは、その直前の人吉市の
休日でない日)までに提出するものとする。ただし、法第19条第1項第1号に掲げる小学校
就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合及び効力発生日が4月に属する場
合は、それぞれ市長が指定する期間とする。

3 第1項各号に定める書類の準備に要した経費は、保護者の負担とする。

4 保護者は、第1項の規定による申請を取り下げようとする場合は、書面によりその旨を
市長に届け出なければならない。

(認定と認定結果の通知)

第4条 市長は、前条第1項の申請があった場合は、同条第2項に規定する期間の受付者を対
象に毎月1回審査の上、支給認定を適当と認めたときは支給認定証(様式第4号)を交付した
後、入所決定通知書(様式第4号の2)を交付し、支給認定を不適当と認めたときは支給不認
定決定通知書(様式第5号)により保護者に通知するものとする。

(利用者負担額)

第5条 利用者負担額は、別表のとおりとする。

(利用者負担額の納付)

第6条 支給認定保護者は、利用者負担額のうち私立保育所(法第7条第4項に規定する保育所のうち私立の保育所をいう。)に係るものについては市長に、それ以外のものについては利用する特定教育・保育施設等に納付するものとする。

(利用者負担額の納期)

第7条 市長が徴収する利用者負担額の納期限は、支給認定保護者が特定教育・保育施設等を利用した月の月末とする。

(利用者負担額の通知)

第8条 市長は、第4条に規定する支給認定を行ったときは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対し、利用者負担額に関する事項を利用者負担額決定通知書(様式第6号及び様式第7号)により通知するものとする。

(利用者負担額の減免)

第9条 市長は、支給認定保護者が次に掲げる理由により利用者負担額を納入することが困難と認められるときは、当該利用者負担額を減免することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 失業、疾病又は災害等により前年度より著しく所得が減少し、利用者負担額の納入が困難であると認められるとき。

(3) その他特にやむを得ないと認められる事由が発生したとき。

2 前項の規定により利用者負担額の減免を申請しようとする支給認定保護者(以下「減免申請者」という。)は、利用者負担額減免申請書(様式第8号)に減免申請の理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その実態を調査し、利用者負担額を減免する必要があると認めるときは、申請日の翌月分から当該年度の3月分までを限度として利用者負担額の減免を行うものとする。

4 市長は、第2項の申請に基づき、利用者負担額の減免を決定したときは、利用者負担額減免決定通知書(様式第9号)を、減免を行わないことを決定したときは、利用者負担額減免却下通知書(様式第10号)を減免申請者に通知しなければならない。

(支給認定の有効期間)

第10条 第4条に規定する法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(以下「1号認定子ども」という。)の支給認定の有効期間は、効力発生日から当該1号認定子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間とする。

2 第4条に規定する法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(以下「2号認定子ども」という。)の支給認定の有効期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 支給認定保護者が条例第3条第1号、第3号、第4号、第5号又は第8号に該当する場合
効力発生日から当該2号認定子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間。ただし、
認定基準に該当していることの確認を年1回行うものとする。

(2) 支給認定保護者が条例第3条第2号に該当する場合 次に掲げる期間のうちいずれか
短い期間

ア 前号に掲げる期間

イ 効力発生日から、基準条例施行規則第3条第2項に規定するまでの期間

(3) 支給認定保護者が条例第3条第6号に該当する場合 次に掲げる期間のうちいずれか
短い期間

ア 第1号に掲げる期間

イ 効力発生日から同日の属する月の翌々月の末日までの期間

(4) 支給認定保護者が条例第3条第7号に該当する場合 次に掲げる期間のうちいずれか
短い期間

ア 第1号に掲げる期間

イ 効力発生日から支給認定保護者の卒業予定日又は修了予定日の属する月の末日ま
での期間

(5) 支給認定保護者が条例第3条第9号又は第10号に該当する場合 市長が認める期間

3 第4条に規定する法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども(以下「3号認定子ども」という。)の支給認定の有効期間は、次の各号に掲げる期間とする。ただし、認定基準に該当していることの確認を年1回行うものとする。

(1) 支給認定保護者が条例第3条第1号、第3号、第4号、第5号又は第8号に該当する場合
効力発生日から当該3号認定子どもが満3歳に達する日の前日までの期間

(2) 支給認定保護者が条例第3条第2号に該当する場合 次に掲げる期間のうちいずれか
短い期間

ア 前号に掲げる期間

イ 前項第2号イに掲げる期間

(3) 支給認定保護者が条例第3条第6号に該当する場合 次に掲げる期間のうちいずれか
短い期間

ア 第1号に掲げる期間

イ 前項第3号イに掲げる期間

- (4) 支給認定保護者が条例第3条第7号に該当する場合 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間

ア 第1号に掲げる期間

イ 前項第4号イに掲げる期間

- (5) 支給認定保護者が条例第3条第9号又は第10号に該当する場合 市長が認める期間

- 4 前3項の規定にかかわらず、支給認定保護者が2人以上いる場合であって、支給認定保護者それぞれの支給認定の有効期間が違うときは、期間の短い方を有効期間とする。

(届出義務)

第11条 支給認定保護者は、毎年市長が指定する日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときその他当該支給認定保護者に対する施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるときは、当該書類を省略させることができる。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる書類(当該支給認定保護者の小学校就学前子どもが2号認定子ども及び3号認定子どもである場合に限る。)

- (2) 利用者負担額の算定のために必要な事項に関する書類

- 2 市長は、前項に規定する届出を受け、当該支給認定保護者の利用者負担額を変更する必要があると認めるときは、当該支給認定保護者及び当該支給認定保護者が利用する特定教育・保育施設等に対して、変更後の利用者負担額に関する事項を利用者負担額変更通知書(様式第11号及び様式第12号)により通知するものとする。

(平27規則36・一部改正)

(支給認定の変更の申請)

第12条 支給認定保護者は、現に受けている支給認定について次に掲げる事項に変更が生じたときは、支給認定の変更の申請をするものとする。

- (1) 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 基準条例施行規則第4条に規定する保育必要量
- (3) 支給認定の有効期間
- (4) 利用者負担額に関する事項

- 2 前項の規定に基づき支給認定の変更の申請をしようとする支給認定保護者は、支給認定

の変更申請書(様式第13号)に支給認定証を添付して、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。ただし、前項第4号に掲げる事由による場合は、支給認定証の添付は要しない。

- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(1) 所得を証する書類(第1項第4号に掲げる事項に係る変更の申請を行う場合に限る。)

(2) 就労状況の変化その他当該申請を行う原因となった事由を証明する書類

(市長の職権による支給認定の変更の認定)

第13条 市長は、現に支給認定を受けている支給認定保護者の3号認定子どもが満3歳に達したときその他市長が必要であると認めるときは、支給認定の変更の認定をするものとする。

- 2 市長は、前項に規定する支給認定の変更の認定を行う場合は、支給認定証返還依頼通知書(様式第14号)により支給認定保護者に通知し、支給認定証の返還を求めるものとする。

- 3 支給認定保護者は、前項に規定する支給認定証返還依頼通知書を受け取った場合は、速やかに支給認定証を市長へ返還しなければならない。

(支給認定の変更の認定の結果の通知)

第14条 市長は、前条に規定する支給認定の変更の認定を行ったときは、変更後の認定内容が記された支給認定証を支給認定保護者へ交付するものとする。

(支給認定の取消し)

第15条 市長は、現に支給認定を受けている支給認定保護者が条例第3条に規定する事由がなくなったとき若しくは市外へ転出したとき又は市長が必要と認めるときは、当該支給認定の取消しをすることができる。

- 2 市長は、前項に規定する支給認定の取消しを行う場合は、支給認定取消通知書(様式第15号)により支給認定保護者に通知し、支給認定証の返還を求めるものとする。

- 3 支給認定保護者は、前項に規定する支給認定取消通知書を受け取った場合は、速やかに支給認定証を市長へ返還しなければならない。

(申請内容の変更申請)

第16条 支給認定保護者は、支給認定の有効期間内において当該申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

及び連絡先並びに当該支給認定子どもの氏名、生年月日、個人番号及び当該支給認定保護者との続柄を変更する必要があるときは、速やかに、支給認定の変更認定申請書に支給認定証を添付して、市長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請には、同項の変更事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(平27規則36・一部改正)

(支給認定証の再交付)

第17条 市長は、支給認定証を汚損又は紛失した支給認定保護者から、支給認定の有効期間内において、支給認定証の再交付の申請があったときは、支給認定証を交付するものとする。

- 2 支給認定保護者は、前項の申請を行うときは、支給認定証の再交付申請書(様式第16号)に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。
- 3 支給認定保護者は、前項の申請の際、汚損した支給認定証を添付しなければならない。
- 4 支給認定保護者は、支給認定証の再交付を受けた後、紛失した支給認定証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(退所)

第18条 支給認定保護者は、1号認定子ども、2号認定子ども又は3号認定子ども(以下この条において「認定子ども」という。)を退所させるときには、特定教育・保育施設等退所届(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、入所解除通知書(様式第18号)により支給認定保護者及び特定教育・保育施設等に通知するものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第2条 法附則第12条の規定により法の施行前に行うことができるとされた法第20条の規定による支給認定の手続その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の

施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成27年規則第35号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の支給認定及び利用者負担に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第10条 この規則の施行の際、第10条の規定による改正前の人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の支給認定及び利用者負担に関する規則の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成27年規則第36号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定及び第2条中人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の支給認定及び利用者負担に関する規則第11条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

別表(第5条関係)

1 1号認定子ども

世帯の階層区分			利用者負担月額 (1人につき)
階層	定義		
A	生活保護法による被保護世帯等		0円
B	第A階層を除き、市町村民税が非課税の世帯(所得割非課税世帯を含む。)		3,000円
C	第A階層を除	77,100円以下	16,100円
D	き、市町村民税	77,101円以上211,200円以下	20,500円
E	課税世帯であ って、その所得 割の額が次の 区分に該当す るもの	211,201円以上	25,700円

2 2号認定子ども及び3号認定子ども(保育標準時間認定を受けた場合)

世帯の階層区分		利用者負担月額 (1人につき)		
階層	定義	3歳未満児の	3歳児の場合	4歳以上児の

			場合		場合
1	生活保護法による被保護世帯等		0円	0円	0円
2	第1階層を除 き、市町村民 税が非課税世 帯	ひとり親世帯等	0円	0円	0円
		ひとり親世帯等以外の 世帯	7,000円	4,500円	4,500円
3	第1階層を除き、市町村民税課税世帯 であって、均等割の額のみの世帯(所 得割の額のない世帯)		13,000円	11,000円	11,000円
4	第1階層及び	12,000円未満	15,000円	13,000円	13,000円
5	第3階層を除 き、市町村民	12,000円以上24,000円 未満	16,500円	14,500円	14,500円
6	税課税世帯で あって、その	24,000円以上48,600円 未満	18,000円	16,000円	16,000円
7	所得割の額が 次の区分に該	48,600円以上60,000円 未満	19,500円	17,500円	17,500円
8	当するもの	60,000円以上72,000円 未満	22,000円	19,000円	19,000円
9		72,000円以上97,000円 未満	26,000円	22,000円	21,000円
10		97,000円以上115,000 円未満	30,000円	23,000円	22,000円
11		115,000円以上133,000 円未満	33,000円	25,000円	24,000円
12		133,000円以上169,000 円未満	36,000円	27,000円	25,000円
13		169,000円以上202,000 円未満	38,000円	28,000円	26,000円
14		202,000円以上235,000 円未満	40,000円	29,000円	27,000円

15		235,000円以上301,000円未満	42,000円	31,000円	28,000円
16		301,000円以上397,000円未満	44,000円	32,000円	29,000円
17		397,000円以上	46,000円	33,000円	30,000円

3 2号認定子ども及び3号認定子ども(保育短時間認定を受けた場合)

世帯の階層区分			利用者負担月額 (1人につき)		
階層	定義		3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳以上児の場合
1	生活保護法による被保護世帯等		0円	0円	0円
2	第1階層を除き、市町村民税が非課税世帯		6,900円	4,500円	4,500円
3	第1階層を除き、市町村民税課税世帯であって、均等割の額のみの世帯(所得割の額のない世帯)		12,800円	10,900円	10,900円
4	第1階層及び	12,000円未満	14,800円	12,800円	12,800円
5	第3階層を除き、市町村民	12,000円以上24,000円未満	16,300円	14,300円	14,300円
6	税課税世帯であって、その	24,000円以上48,600円未満	17,700円	15,800円	15,800円
7	所得割の額が次の区分に該	48,600円以上60,000円未満	19,200円	17,300円	17,300円
8	当するもの	60,000円以上72,000円未満	21,700円	18,700円	18,700円
9		72,000円以上97,000円未満	25,600円	21,700円	20,700円
10		97,000円以上115,000円未満	29,500円	22,700円	21,700円
11		115,000円以上133,000	32,500円	24,600円	23,600円

		円未満			
12		133,000円以上169,000円未満	35,400円	26,600円	24,600円
13		169,000円以上202,000円未満	37,400円	27,600円	25,600円
14		202,000円以上235,000円未満	39,400円	28,600円	26,600円
15		235,000円以上301,000円未満	41,300円	30,500円	27,600円
16		301,000円以上397,000円未満	43,300円	31,500円	28,600円
17		397,000円以上	45,300円	32,500円	29,500円

備考

- 1 この表において「生活保護法による被保護世帯等」とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付世帯をいう。
- 2 この表において「ひとり親世帯等」とは、(1)～(7)までのいずれかに該当する世帯をいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者の無い女子で現に児童を扶養しているものの属する世帯及び配偶者の無い男子で現に児童を扶養しているものの属する世帯又は父母のいない世帯
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (3) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - (6) 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定により障害基礎年金等を受けている

者の属する世帯

- (7) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯
- 3 この表における所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。)の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 4 この表における子どもの年齢計算については、子どものための教育・保育給付に係る教育又は保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は当該年度中に限り変更しないものとする。
- 5 4月から8月までの月分の利用者負担額の決定については前年度分の市町村民税額を基に、9月から翌年3月までの月分の利用者負担額の決定については当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。
- 6 法第19条第1項第1号認定の支給認定保護者において、生計を同一にする世帯に属する子どもが満3歳から小学3年生までの範囲内に複数人いる場合(特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)におけるこの表の適用については、これらの者のうち、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担月額欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。
- 7 法第19条第1項第2号及び同項第3号認定の支給認定保護者において、生計を同一にする世帯に属する子どもが小学校就学前の範囲内に複数人いる場合(特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)におけるこの表の適用については、これらの者のうち、最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担月額欄に掲げる額の半額、3人目以降については無料とする。
- 8 法第19条第1項第2号及び同項第3号認定の支給認定保護者において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を3人以上扶養している世帯において、誕生日が第3順位以下の3歳未満児(第16階層及び第17階層に属する世帯の児童を除く。)の利用者負担月額については、無料とする。
- 9 法第19条第1項第1号認定の支給認定保護者の場合に、支給認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、第E階層にある

ものとみなしてこの表を適用する。

- 10 法第19条第1項第2号及び同項第3号認定の支給認定保護者の場合に、支給認定子ども
もの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、
第17階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

様式 略